

公益社団法人砂防学会研究助成審査要領（海外学術情報収集・調査助成）

（審査員）

第1条 海外学術情報収集・調査助成の審査員には国際部会の部会員（部会長、幹事を含む）がこれにあたる。

（利害関係者の排除）

第2条 審査における公平性を確保するため、個々の海外学術情報収集・調査助成に関する応募課題の審査について、次に示すような利害関係のある審査員は当該課題の審査に係わらないこととする。

(1) 応募課題の申請者

(2) 応募課題の申請者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する者

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会のメンバーにおいて、緊密な関係にある者）
- ③ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 課題の採否または評価が審査員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある関係もしくは競争関係

（秘密保持と研究者倫理の遵守）

第3条 審査員は助成申請書の内容等、審査にあたって知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはならない。また、独自性の有るアイデアを審査員自身の利益のために利用してはならない。

（審査の方法）

第4条 本助成審査は、①応募者の自由な意思で申請されたもの、②国際部会が必要に応じて指定する国での情報収集・調査に対して申請されたもの、を対象とする。これらの個々の応募課題について、各審査員は次に示す項目について評価・採点を行い、各審査員の平均点に基づき、国際部会は理事会に推薦する候補者（課題）を選定する。

(1) 評価項目

① 砂防学会の国際シンポジウムや国際会議の企画などへの有用性

・ 収集・調査しようとする情報が、今後の砂防学会の国際シンポジウムや国際会議

の企画、国際学術交流の促進などにとって有用であるか。
な課題であるか。

②情報収集・調査計画の妥当性

・ 目的を達成するための計画(方法, スケジュール, 予算など)は妥当か。

③課題遂行能力の適切性および成果公表の意思の有無

・ 計画を達成するための遂行能力を有しているか。

・ 課題の成果を砂防学会誌あるいは砂防学会誌英文誌などに発表する意思は認められるか。

以上の①～③の各評価項目について、次の基準で評価・採点する。

評価点	評価基準
5	優れている
4	良好である
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

(2) 総合評価と候補者（課題）の推薦

個々の各応募課題について、各審査員による上記の①～③の評価項目に関する評価結果（評価点）の平均点（小数点1ケタ表示, 小数点2ケタを切り下げ）を算出する。次に、各審査員の平均点を合計して審査員の数で除することにより全審査員の平均点を算出する（小数点1ケタ表示, 小数点2ケタを切り下げ）。全審査員の平均点を基に応募課題の順位をつけ、全審査員の平均点上位の応募課題から理事会にする候補者（課題）を決める。なお、全審査員の平均点が同点の場合には、審査員全員で協議を行い、最終的に推薦する候補者（課題）を決定する。さらに、候補者（課題）には、必要に応じて国際部会からの情報収集・調査に際しての要望事項を付与する。

附 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。